

別表（第5条関係）

経費	経費の内容	補助額
危険住宅の除去等に要する経費（除去等費）	危険住宅の除去等に要する経費（除去費、撤去に伴い必要な動産移転費、仮住居費、跡地整備費等）	1戸当たり975千円を限度とする
危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する経費（建物助成費）	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借り入れた場合において、当該借入利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の経費	1戸当たり4,210千円を限度とする。ただし、建物の建設（購入）に係る部分は3,250千円、土地の取得に係る部分は960千円を限度とする。